

< 労農記者クラブ扱い >

大阪労働局発表
令和5年8月3日(木)

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 安全課
(電話) 06(6949)6496

報道関係者 各位

特定自主検査業者に対する業務停止命令の行政処分について

大阪労働局(局長 木原亜紀生)は、令和5年8月1日、労働安全衛生法に基づく登録検査業者である城東機械リース株式会社(代表取締役 宮西哲也)の車両系建設機械の特定自主検査業務について労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり、同検査業者の特定自主検査業務について6月間業務停止を命ずる行政処分を行った。

記

1 行政処分対象者

城東機械リース株式会社 代表取締役 宮西哲也
所在地 : 大阪府大阪市鶴見区安田1丁目2番2号
登録番号 : 大阪労働局長 大 327

2 処分の内容

労働安全衛生法に基づき登録を受けた特定自主検査の業務を令和5年8月1日から令和6年1月31日までの間、停止すること。

3 処分を行った日

令和5年8月1日

4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第54条の4、労働安全衛生法第54条の6第2項

5 処分の原因となった事実

令和3年11月12日及び令和4年9月28日に特定自主検査をした2台の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)について、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせていたこと。

関 連 条 文

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

（検査業者）

第 54 条の 3 検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（第 2 項から第 5 項まで 略）

第 54 条の 4 検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

第 54 条の 6

（第 1 項 略）

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（第 1 号 略）

2 第 54 条の 4 の規定に違反したとき。

（第 3 号 略）